

泉大津市シンボルマークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉大津市シンボルマークを市民、法人その他団体等に使用させることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、シンボルマークとは、別図のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、シンボルマーク使用申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認し、または不承認とするときは、シンボルマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

第4条 市長は、申請内容が次の各号にいずれかに該当すると認められるときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動又は営利活動に利用しようとする場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 市の品位を傷つけるおそれのある場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、特に市長が不相当と認める場合

(使用の条件)

第5条 市長は、シンボルマークの利用の承認を行う場合は、シンボルマークの使用
者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) シンボルマークのイメージが損なわれないように適正に管理すること。
- (2) 色、サイズの指定はないが、シンボルマークの縦横比の変更は行わないこと。
- (3) 承認を受けた利用形態、期間等を変更する場合は、改めて利用に係る申請を行うこと。
- (4) 住所又は氏名を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届けること。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、使用者がこの要領の規定若しくは使用の承認に付した条件に違反したときは、使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責めを負わない。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、泉大津市シンボルマーク使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

別図

